

# 8月1日からの被保険者証を送付します

8月1日から使用できる新しい被保険者証および高齢受給者証を7月末までに郵送します。新しいものが届きましたら、今お持ちの被保険者証など（有効期限 平成28年7月31日）を市民課、すこやか、または最寄りの公民館へお返しください。

## 8月1日からの被保険者証



## 限度額適用認定証などをお持ちの方へ

限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の更新には、申請が必要です。引き続き必要な方は、お早めに申請をお願いします。申請開始日▶7月25日(月)

## 他の健康保険に加入された方へ

就職などにより、他の健康保険に加入した場合、国民健康保険喪失の届出が必要です。届出をしないと、保険税が重複してかかってしまう場合がありますので、お早めに手続きをお願いします。

## 修学などにより住民票が勝山市にない方へ

修学などにより市外にお住まいの方で、被保険者証が必要な方は、市民課で交付手続きをしてください。

申請期限▶7月20日(水)

申請に必要なもの▶在学証明書または入所証明書【卒業または退学された場合】

上記の手続きをされた方が卒業または退学された場合は、国保の資格喪失の申請が必要です。申請が遅れるとその間にかかった医療費を返還していただくことがありますので、速やかに申請をお願いします。

市民課 (市役所1階) ☎88-8102

# ご存知ですか? ちょっとお得な年金制度

## 「前納制度」で保険料が割引に!

平成28年度の国民年金保険料は、月額1万6,260円です。まとめて前払い(前納)することで保険料が安くなりますので、前納制度をご利用ください。

例) 平成28年10月~

平成29年3月(6か月)の保険料

定額▶9万7,560円

割引額▶下表の通り

	納付書で前納	口座振替*で前納
納付額	9万6,770円	9万6,450円
割引額	790円	1,110円
期限	10月31日(月) (納付期限)	8月31日(水) (申請期限)

\*口座振替を希望される方は、口座振替納付申出書に必要な事項を記入、押印(通帳の届出印)し、市民課または年金事務所、金融機関にご提出ください

市民課 (市役所1階) ☎88-8102

## 「付加年金」で受給額を増やせます!

月額400円の付加保険料を納めると、将来の老齢年金に付加年金が加算されます(任意加入)。受給額(年額)は200円×付加保険料納付月数です。

※国民年金基金の加入者、免除該当者は加入できません

例) 付加保険料を10年間納付した場合

保険料	400円×10年(120月)=4万8,000円
受給額(年額)	200円×10年(120月)=2万4,000円

2年受給すれば納付額に達し、それ以降はプラスになります。

## 年金加入記録の確認ができます!

これまでの年金の加入記録などが確認できる、「ねんきんネット」をご利用ください。

福井年金事務所 ☎0776-23-2316

## 後期高齢者医療制度のお知らせ

# 8月1日から新しい保険証に切り替わります

8月1日から使用できる新しい被保険者証および限度額適用・標準負担額減額認定証は、7月中旬に福井県後期高齢者医療広域連合から郵送されます。現在お持ちの被保険者証などの有効期限は、平成28年7月31日です。

限度額適用・標準負担額減額認定証とは  
この認定証を病院の窓口に表示することで医療費の窓口負担や入院時の食事代などの自己負担が軽減されます。  
※対象者は、市・県民税非課税世帯に属する被保険者の方です

※一度申請すれば、市・県民税非課税世帯に属する限り、自動更新となります

## 一部負担金(自己負担)の割合について

一般の方は「1割」、現役並み所得者と判定された方およびその方と同世帯の方は「3割」を医療機関の窓口でご負担いただきます。

## 保険料率は

昨年度と変更なし

今年度の保険料率は昨年度と同率で、賦課限度額は57万円です。正式な保険料額は、7月中旬に郵送される「保険料額決定通知書」をご覧ください。今年75歳になる方には、随時(誕生月の2か月後)送付します。

## 保険料の支払い方法は

選択できます

原則、年金からの支払い(天引き)となりますが、これを口座振替による支払いに変更することもできます。

## 口座振替に関する注意事項

すでに口座振替に登録されている方は、再申請の必要はありません

- 口座振替への変更は、手続きをして3か月後からとなります(7月中旬に手続きをされた場合、10月から口座振替に変更)
- 口座振替の手続きが済んでも年金天引き中止の手続きがまだの場合、年金天引きが優先されます
- 口座振替の場合、社会保険料控除は口座名義人に適用されます(世帯全体の所得税や住民税が変更となる場合有り)

## 口座振替への手続き方法

- ①金融機関で口座振替の手続き(口座届出印が必要)
  - ②市民課で年金天引き中止の手続き
- 市民課への持ち物▼
- 印鑑
  - 代理の方の場合↓本人確認できるもの、被保険者本人の印鑑

ジェネリック医薬品希望カードを医療機関の窓口にご提示いただくことで、意思を示すことができます。カードは保険証と併せて送付します。



ジェネリック医薬品を希望される場合は、医師・薬剤師に相談してください。

「ご存知ですか?」ジェネリック医薬品(後発医薬品)

市民課 (市役所1階)

☎88-8102